東浦町障がい者いきいきライフプラン（第５期東浦町障害者計画・第８期東浦町障害福祉計画・第４期東浦町障害児福祉計画）（案）

１　背景

我が国の障害福祉制度は、市町村がサービス内容を決定する措置制度から、自己決定によってサービスを利用する支援費制度へ移行しました。そして2006 年には、「障害者自立支援法」の施行により身体障がい・知的障がい・精神障がいの３障がいを一元化した枠組みの制度へと移行しました。その後、2013 年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が制定され、障害福祉サービスの対象となる障がい者の範囲が拡大するなど、障がい者施策の充実に向けた取り組みが進められてきました。

本町においても、障がい者数は増加しており、今後ますます障がい者施策の充実が求められる状況にあります。

２　策定の趣旨と目的

我が国の障害保健福祉施策においては、障がい者及び障がい児を基本的人権の享有主体として位置付け、一人ひとりがその尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営めるよう支援を行ってきました。この取り組みは、障がいの有無による隔たりをなくし、互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すものです。2025 年度には、現計画の進捗状況やサービス利用の動向等を踏まえ、障害者計画の適切な実施を図るため、基本指針や成果目標の見直しが行われました。

本町においても、国の基本指針に沿った障がい者及び障がい児の福祉をより一層推進するために、新たな施策や理念を明確化する必要があります。

今回の「東浦町障がい者いきいきライフプラン」の見直しは、このような背景を踏まえたものです。

「東浦町障害者計画」は、障害者基本法第 11 条第３項に基づく「障害者のための施策に関する基本的な計画」すなわち「市町村障害者計画」として策定しています。

また、「東浦町障害福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に定められた「基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」である「市町村障害福祉計画」として、さらに「障害児福祉計画」は児童福祉法第 33 条の 20 に規定された「市町村障害児福祉計画」として策定しています。

障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画については、「第４期東浦町障害者計画及び第７期東浦町障害福祉計画・第３期東浦町障害児福祉計画」

（2024 年度から 2026 年度）が 2027 年３月をもって期間が終了するため、本年度に「第５期障害者計画及び第８期東浦町障害福祉計画・第４期東浦町障害児福祉計画」（2027 年度から 2029 年度）の策定を行います。